

【重要】

臨時休業の学校給食休止に伴う政府の緊急対応がまとまりましたので、お目通しください。

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業に伴う学校給食休止への対応について

学校の設置者におかれては「新型コロナウイルス感染対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」（令和2年2月28日付け元文科初第1585号）に基づき、臨時休業等の措置を講じていただいていることと存じます。本一斉休業を政府として要請するに当たり同通知に示してあるとおり、「臨時休業中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないよう、政府として責任を持って対応する」旨の方針が示されているところです。

これを踏まえ、臨時休業期間中における、学校給食（学校給食法第3条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第2条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第2条で定める学校給食をいう）休止への対応として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「学校臨時休業対策費補助金」が予備費で新たに創設されることとなりました。

については、学校の設置者におかれては、保護者の負担軽減及び学校給食の安定的な供給を図る観点から、補助金の執行等について御協力いただきますようお願いいたします。

1. 学校給食休止に伴う保護者の負担軽減

学校の設置者におかれては、3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費（食材費）について、返還等を行い保護者の負担とならないようお願いいたします。 学校設置者が、保護者に学校給食費を返還するために要した費用等に対し、

国が補助を行います。補助金の内容は、別紙のとおりです。

2. 学校給食の安全・安心の確保

学校再開後も、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、万全の衛生管理が求められます。これを踏まえ、学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。）の衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入を地方公共団体が支援する事業に対し補助を行います。補助金の内容は、別紙のとおりです。

なお、これらの補助金の執行に当たっては、全国学校給食会連合会を通じて手続を進めることとしていますので、各都道府県の学校給食会又は学校給食・食育支援センターと十分に連携を取りつつ、円滑な執行をお願いいたします。

手続き詳細については、追って全国学校給食会連合会より連絡予定ですので、よろしくご承知おきください。

- 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kinkyutaiou2_corona.pdf

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111

（内2694，2692）